

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウジェスーパー古川中里店
大崎市古川中里二丁目31-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典
登米市迫町佐沼字中江1-7-1

3 市町村の意見の概要

- (1) 道路管理者として道路法に基づく協議及び必要な申請は済んでいる。交通安全・事故防止の観点からも交通管理者と十分な協議を行われない。
- (2) 廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するとともに、公害を発生させないように、更には、良好な生活環境を保全するよう努めること。
- (3) 地域住民より要望書が提出されていることから、双方で十分に協議すること。

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

- (1) 同店新設予定地の近隣地域には、古川学園やアルプス古川工場等が現存し、通勤・通学時間帯は常に渋滞している。同店舗の開店により通行車両が更に増加することが予想されるので渋滞対策として誘導表示や繁忙時の誘導員配置等、交通事故防止に配慮した取り組みを実施していただきたい。また、市道南町蓮田線を挟み店舗北側に従業員駐車場及び臨時駐車場が設置されるが、歩行者横断時の交通事故防止にも配慮していただきたい。
- (2) 同店の閉店時間は原則午後10時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので閉店後の駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。
- (3) 街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。
- (4) 災害発生等の有事の場合には駐車場を避難所として開放する等、地域貢献に配

慮し、さらに、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

古川第三小学校中里中子供会及び古川東中学校中里二地区会の意見

- (1) 学生の通学帰宅時間帯や特売日や土日は、交通整理のため整理員を配置し、安全確保に努めること。
- (2) 従業員・業務用（繁忙時臨時）駐車場には、出入口付近には駐車スペースを作らず、十分な入庫待ちスペースを確保するよう入口から4～5台分駐車スペースを減らすこと。また、当該駐車場の隣地民家通路敷地との境界にはフェンス等を設置せず、出入口等を広く確保すること。
- (3) 駐車場への案内経路を「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」二の1（1）②駐車場の位置及び構造等及び二の1（1）⑥経路の設定にもある左折入庫の原則を守ることとし、交通事故及び渋滞発生防止に努めること。

地域住民の意見

- (1) 従業員・業務用（繁忙時臨時）駐車場の計画内容を変更し、歩道通行の安全性や利便性を確保できるよう当該駐車場敷地内の入庫待ちスペースの確保を考慮し、駐車台数を入口から約4台分削除し、十分なスペースを確保すること。
- (2) そのスペースと隣接する敷地の通路部分については、当該駐車場との境界線沿いにフェンス等を設置せず、入口付近の事故や緊急車両の出入など臨時の出入口として柔軟に対応できる状態にすること。
- (3) 臨時の来客用駐車場として使用する場合は、誘導（整理）員を必ず配置し、安全の確保に努めること。
- (4) 騒音レベルに問題はなく、計画図面のとおり、従業員駐車場と隣接する敷地境界線沿いに目隠し遮音フェンス等を設置しないこと。また、管理上必要な部分については、高さの低い目の粗いメッシュフェンスにすること。
- (5) 目隠しフェンスの設置を計画する場合は、指針の二の2（1）①イでいう「また施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。」という文言を遵守し、近隣住民の要望等を最大限配慮した計画とすること。
- (6) 大規模小売店舗立地法第1条制定の目的により「周辺地域の生活環境保持のため」真摯に適正な配慮がなされること。さらに、指針前文「周辺地域の生活環境保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適正な対応を行うべきこと」の文言のとおり近隣住民の要望等に適正に対応すること。
- (7) 今回の計画では、店舗や駐車場は間に道路等を一切挟まず直接民家と隣接している。そのため近隣住民が今回の計画によって発生した個々の問題にはより一層

慎重に耳を傾け，誠意ある対応をすること。

(8) 地域住民に理解を得られていない計画の部分に関しては，理解を得られるまで工事を差し止めること。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成24年10月12日から平成24年11月12日まで（ただし，閉庁日を除く。）